

# 死亡退職金と相続税

## その③

～個人事業主でも使える死亡退職金～

# 死亡退職金と相続税

## 死亡退職金について説明する内容は 次の通りです

1. 死亡退職金の「非課税枠」が使える（その①動画で説明）
2. 死亡退職金は遺産分割の対象？（その②動画で説明）
3. 個人事業主でも使える死亡退職金（その③動画で説明）

## 死亡退職金は個人事業主にも使えます

死亡退職金のメリットは個人事業主には使えないのでは？

個人事業主はご自身に死亡退職金を支給することはできません



個人事業主も、小規模企業共済を活用することで死亡退職金のメリットを生かすことが可能です

## 小規模企業共済とは

小規模企業共済とは、国の機関が行う小規模企業の経営者や個人事業主などのための積立型の退職金制度です。



個人事業主（従業員の要件あり）はもちろん、個人で不動産賃貸業を営む方も加入可能です。

掛金は月1,000円～7万円まで500円単位で幅広く設定可能です。

## 小規模企業共済の受け取り方と税金

共済金を一括で受取る・・・退職所得

共済金を分割で受取る・・・雑所得（公的年金）

65歳以上が任意解約・・・退職所得

65歳未満が任意解約・・・一時所得

**遺族が共済金を受取る・・・みなし相続財産**

## 小規模企業共済 受取人のルール

**遺族が共済金を受取る場合は、受取人の順位が  
決まっています**

第1順位・・・配偶者

第2順位・・・子が相続分で取得

第3順位・・・父母

第4順位・・・孫 など

END